

医療情報システム部門

医療情報システム

サイバーセキュリティ基本方針

地方独立行政法人 大月市立中央病院

2026年3月26日初版

1.目的

地方独立行政法人 大月市立中央病院（以下「当院」という。）は、医療に関わる情報資産（電子カルテ、医事会計、検査・画像、地域医療連携情報等）をサイバー攻撃及び情報漏えい等の脅威から保護し、住民の生命・健康に直結する医療サービスを安定的かつ継続的に提供することを目的とする。

2.基本理念

当院は、医療情報の機密性・完全性・可用性を確保することが医療の質及び信頼性の基盤であることを認識し、組織全体でサイバーセキュリティ対策に取り組む。

3.適用範囲

本方針は、当院に所属する全ての職員及び医療情報を取り扱う委託事業者に適用する。また、当院が管理する以下の情報資産を対象とする。

- ① 電子カルテ等の医療情報システム
- ② 医療機器、ネットワーク接続機器
- ③ 個人情報・診療情報、その他機密情報
- ④ 外部委託先が取り扱う当院の情報資産

4. 基本方針

① サイバー攻撃への備えと強靭化

当院は、ランサムウェア等の高度化するサイバー攻撃に備え、医療機器を含むシステムの脆弱性管理、不正アクセスの監視、重要システムのバックアップを継続的に実施する。

② インシデント発生時の対応

サイバーインシデント発生時には、被害の最小化及び医療提供の継続を最優先とし、関係機関と連携して適切に対応する。また、医療業務の継続を確保するため、別途定める「サイバーセキュリティ事業継続計画（BCP）」にて運用する。

③ 個人情報・医療情報の保護

患者の診療情報を含む個人情報を厳格に保護し、不正閲覧・漏洩の防止、アクセス権限の適正化、ログ管理を徹底する。

④ 職員の責務と教育

すべての職員は、サイバーセキュリティの重要性を理解し、情報の適正取扱い、不審メールの対応、パスワード管理など、必要な行動を遵守する。また、定期的な教育を実施する。

⑤ 外部委託先の管理

システム保守業者、クラウド事業者の委託先に対して、セキュリティ要件の明確化、契約における情報保護義務の規定、委託先の管理状況の確認を行う。

4. 組織体制

当院は、理事長の統括のもと、情報セキュリティに関する最高責任者（病院長）を置き、医療部門を含む関係部署が連携してサイバーセキュリティ対策を推進する。インシデント発生時には、迅速かつ組織的に対応する体制を整備する。情報セキュリティを管理する委員会等を設置する。

5. 法令・ガイドラインの遵守

当院は、地方自治法第244条の6、地方独立行政法人法、個人情報保護法、厚生労働省「医療情報システム安全管理ガイドライン」その他関連法令・規範を遵守する。

6. 継続的改善

本方針及び関連する規程・手順は、法令、国のガイドライン及び社会情勢の変化を踏まえ、定期的に見直しを行う。

7. 公表

本方針は、当院ウェブサイト等で公表する。

附則

本方針は、令和8年4月1日から施行する。